



最近の危機管理・コンプライアンスに係るトピックについて

執筆者: 木目田 裕、高林 勇斗、西田 朝輝、松本 佳子

危機管理又はコンプライアンスの観点から、重要と思われるトピックを以下のとおり取りまとめましたので、ご参照ください。
なお、個別の案件につきましては、当事務所が関与しているものもありますため、一切掲載を控えさせていただいております。

【2019年10月21日】

金融庁、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題」を公表

<https://www.fsa.go.jp/news/r1/20191021amlcft/20191021amlcft.html>

金融庁は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関し、2019年9月時点の事業者の対応状況や金融庁の取組み等について取りまとめました。

報告書では、金融庁が金融機関等に対して実施しているオンサイト・オフサイトモニタリングの結果を基に、金融機関等(預金取扱金融機関、仮想通貨交換業者、資金移動業者、保険会社、金融商品取引業者等)におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の現状と課題を検証しています。その中で、同報告書は、金融機関等に共通で見られる全体的な傾向として、2018年2月のガイドライン公表以降、多くの金融機関等において、態勢高度化に向けた取組みに着手し、営業現場も含め検証態勢等の整備に進捗が見られること等を指摘しています。他方で、メガバンクや大規模な金融機関を除く中小の金融機関においては、顧客受入方針の策定・顧客リスク評価・顧客情報の更新が検討中・未着手である金融機関も見られるなど、態勢整備の途上であることも指摘されています。

また、金融庁としては、2019年度、①金融機関等に対するモニタリングの実施、②ガイドラインの改正、③疑わしい取引の参考事例の改訂、④金融機関等に対する対策高度化に向けた働きかけ(アウトリーチ)、⑤一般の利用者に向けた広報、⑥外国人材の受入れ・共生のための環境整備等を進めていることを紹介しています。

【2019年10月23日】

証取委、「開示検査事例集」を公表

<https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/kaiji/20191023-2.htm>

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

証券取引等監視委員会は、2018年度の「開示検査事例集」を公表しました。

2018年度に課徴金納付命令勧告を行った10件の事案のうち、9件の事案は、売上の過大計上が行われていた事案でした。そのうち3件は、上場会社が、その実態を適切に確認・検証を行わないまま、実在しない架空取引の商流に参加し、当該架空取引による売上を計上するといった不適正な会計処理を行うことによって、連結財務諸表等に重要な虚偽記載を行っていた事案でした。

また、売上の過大計上ではない、残り1件の事案は、新株予約権の割当予定先が実質的に異動したにも関わらず、訂正届出書を提出しないまま、当該新株予約権を取得させた事案でした。

【2019年10月31日】

公取委、デジタル・プラットフォームの取引慣行等に関する実態調査を実施

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191031_2.html

公正取引委員会は、オンラインモール及びアプリストアにおける取引に係る独占禁止法・競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無を明らかにするため実態調査を実施しました。

調査結果によれば、利用事業者から、運営事業者が、利用事業者に対して以下のような行為を行っているとの指摘が寄せられました。

- ① 手数料の引上げや新システムの導入義務化等を内容とする一方的な規約変更
- ② 返品の手入れや返品に伴う損失の補填の強制
- ③ 他のアプリストア等の利用制限
- ④ 利用事業者から運営・管理上取得した取引データを利用した直接販売
- ⑤ 運営事業者及びその関連会社に対する優遇措置
- ⑥ 他のアプリストアとの間で取引条件を同等又はそれよりも優位に設定するよう要請

公正取引委員会は、上記のような指摘を踏まえ、①及び②に関し、どのような場合に優越的地位の濫用にあたるか、並びに③～⑥に関し、どのような場合に不公正な取引方法となるかという点について指針を示しています。

【2019年10月31日】

経団連、サイバーリスクハンドブックを公表

<https://www.keidanren.or.jp/policy/cybersecurity/CyberRiskHandbook.html>

同ハンドブックは、企業の取締役がサイバーリスクに対処する際の原則として、以下を掲げています。

【原則1】

- ・ 取締役は、サイバーセキュリティを、単なるITの問題としてではなく、全社的なリスク管理の問題として理解し、対処する必要があること

【原則2】

- ・ 取締役は、自社固有の状況と関連付けて、サイバーリスクの法的意味を理解すべきであること

【原則3】

- ・ 取締役会は、サイバーセキュリティに関する十分な専門知識を利用できるようにしておくとともに、取締役会の議題としてサイバーリスク管理を定期的に取り挙げ、十分な時間をかけて議論を行うべきであること

【原則4】

- ・ 取締役は、十分な人員と予算を投じて、全社的なサイバーリスク管理の枠組みを確立すべきであること

【原則5】

- ・ サイバーリスクに関する取締役会における議論の内容として、回避すべきリスク、許容するリスク、保険等によって軽減・移

転すべきリスクの特定や、それぞれのリスクへの対処方法に関する具体的計画等を含めるべきであること

【2019年11月7日】

経営法友会、不祥事予防に向けた取組事例集を公表

<https://www.keieihoyukai.jp/article?articleId=10200885>

経営法友会は、2018年3月に日本取引所自主規制法人が策定・公表した「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」¹に
関し、会員の取組事例を取りまとめました。本事例集においては、例えば、以下の取組みが紹介されています。

【実を伴った実態把握(原則1)】

- ・ 各子会社が想定されるリスクと対応方針を列挙したリストを作成し、本社コンプライアンス部門が確認する例や、傾向の変化や異常値の有無を把握するために社員向けアンケートを活用する例が見られる。
- ・ 社内慣習や業界慣行といった行動規範等について、法令改正等を踏まえて随時見直しを行う例や定期的に見直す機会を設けている例が見られる。

【使命感に裏付けられた職責の全う(原則2)】

- ・ 実力とかけ離れた利益目標の設定がコンプライアンス違反を誘発するという点に関連して、役員報酬の評価指標の定性的要素としてコンプライアンスを取り入れている例が見られる。
- ・ 「3線ディフェンス」においては、第1線(営業部門等)が自らコンプライアンスリスク管理を実践する体制とすることが重要である旨の認識が広まっており、第1線を支えるため、第1.5線として、営業部門に、コンプライアンス担当組織を配置する例が見られる。

【双方向のコミュニケーション(原則3)】

- ・ 経営トップが国内外のグループ会社の拠点を訪問してミーティング・意見交換会を開催するだけでなく、当該場において社員からの発言・質問を促している例が見られる。
- ・ 課長向け研修の実施や、課長クラスが把握している現場の情報を吸い上げるための週次ミーティングを開催する例が見られる。また、担当役員による現場訪問において、課長クラスとの接点を持つなどの工夫が必要である旨が指摘されている。

【不正の芽の察知と機敏な対処(原則4)】

- ・ 高頻度での検査の実施、定期的な人事ローテーション、内部通報の内容のコンプライアンス部門内での共有による傾向の把握、アサーション(職位・立場に関係なく、自分が見聞きしたことでおかしいと思ったら声を上げること)の励行などを行っている例が見られる。
- ・ 再発防止策の適用についてリスクベース・アプローチによるメリハリをつける例や、理念・原則にウェイトを置き、自ら考えることができる社員を育てる例が見られる。

【グループ全体を貫く経営管理(原則5)】

- ・ 本社から海外子会社や買収子会社に人材を派遣し、報告がなされる体制を整えるとともに、金銭と承認に関するルートを押さえる例が見られる。

【サプライチェーンを展望した責任感(原則6)】

- ・ 委託先や仕入れ先等、自社のサプライチェーンに関与する企業に対して、レポートの提出を求めたり、自社の行動規範への理解等を深めるためのイベントを開催したり、自社の委託先等からの内部通報を受け付けたりする例が見られる。

¹ 同プリンシプルの内容については、[本ニューズレター2018年3月号](#)(日本取引所自主規制法人、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」案を公表)及び[本ニューズレター2018年5月号](#)(「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」の基本構造と企業として取り組むべき姿勢)をご参照下さい。

【2019年11月8日】

日弁連、独占禁止法の改正に伴う依頼者と弁護士の通信秘密保護制度に関する会長声明を公表

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2019/190619.html>

日弁連は、事業者と弁護士との間の通信秘密保護制度が、独占禁止法第76条第1項に基づく規則に規定されることになったことを受け、規則制定に当たり、秘密保護の対象となる物件と対象外物件の区別を文書の趣旨・属性で行うこと、電子データが本制度の対象になることを明確化するなど具体的な制度設計を行うこと等を求める会長声明を発出しました。

【2019年11月15日】

日本監査役協会、「監査役を選任及び報酬等の決定プロセスについて—実務実態からうかがえる独立性確保に向けた課題と提言—」を公表

<http://www.kansa.or.jp/news/briefing/post-482.html>

日本監査役協会は、監査役を選任・報酬の決定プロセスにおける執行からの独立性を充実させるため、現行会社法下で対応可能な工夫として、以下の提言を行っています。

- ① 監査役(会)による候補者の提案
 - ・ 監査役(会)が主体となって候補者を提案し、執行からの独立性を確保する。
 - ・ 監査役会が候補者選びの主体となることを明確にするため、監査役(会)が会社法343条2項に基づいて監査役選任議案を上程することも考えられる。
- ② 任意の委員会による候補者及び報酬額の提案
 - ・ 執行からの独立性が確保されている任意の委員会や外部機関において監査役の候補者及び報酬額の検討を行う仕組みとすることで、客観性や透明性を確保する。
- ③ 監査役(会)主導による報酬原案の策定
 - ・ 監査役(会)が主導して各候補者と報酬額の交渉を行い、合意を得た個別報酬額に基づいた総額を株主総会に提案する仕組みとする。

【2019年11月15日】

経産省及び公取委、下請取引の適正化について親事業者等への要請を公表

<https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191115004/20191115004.html>

経済産業省及び公正取引委員会は、下請取引の適正化を推進するため、親事業者等に対し、以下の要請を行いました。

- ・ 2016年12月に発出された通達²を踏まえ、下請代金の支払を適正に行うこと
 - ✓ 下請代金の支払は、できる限り現金によるものとする
 - ✓ 手形で下請代金を支払う場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないように下請代金の額を十分に協議すること
 - ✓ 手形サイトは、将来的に60日以内とするよう努めること
- ・ 働き方改革に基づく長時間労働の削減等の取組みにより、下請等中小事業者に対し、適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請などのしわ寄せを生じさせ、下請等中小事業者における働き方改革を妨げることのないようにすること
- ・ 災害等の発生を理由として、下請事業者に一方的に負担を押し付けないこと
- ・ 消費税の増税を理由として、下請事業者に対し、減額や買いたたき等による消費税の転嫁拒否等の行為を行わないこと

² 2016年12月14日公取企第140号中小企業庁長官及び公正取引委員会事務総長通達
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/dec/161214_2_files/161214_02.pdf

【2019年11月20日】

厚労省、パワハラ防止指針の改訂案を公表

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07971.html

2019年11月21日付け日経新聞朝刊

厚生労働省は、2019年10月21日に公表した「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案」³について、労働者側から、「パワハラの定義が狭い」との批判があったことを踏まえ、改訂案を公表しました。改訂案においては、過小な要求⁴に該当しない事例として素案に記載されていた、「経営上の理由により、一時的に、能力に見合わない簡易な業務に就かせること」との文言を削除するなどの修正がなされています。

【2019年11月26日】

会社法改正案、修正の上、衆議院を通過

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00252.html

2019年11月26日付け日本経済新聞

法務省は、2019年10月18日、会社法改正案を国会に提出し、11月26日、衆議院において可決されました。

同改正案は、監査役会設置会社(公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。)たる上場会社に対し、社外取締役の設置を義務化したり、上記監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社の取締役会において、役員報酬等の決定方針を定めることを義務づけるなどしています。また、同改正案は、D&O 保険及び会社補償が、取締役の利益相反取引に該当しないことを明文化しています。これらに加え、株主総会資料のインターネット提供を可能にする改正も行っています。

上記内容のほか、国会提出時の会社法改正案には、株主提案権の乱用の防止のため、①株主が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で株主提案請求を行った場合には、提案を拒否できる条項、及び②株主提案を1人当たり10件に制限する条項が含まれています。しかし、上記①については、衆議院法務委員会の審議において、企業側の恣意的な拒否が可能となるとの指摘がなされ、削除されました。

※ 2019年11月29日付けで配信いたしました本ニューズレターにおいて、「会社法改正案、修正の上、衆議院を通過」の日付に誤りがございましたので、修正の上、差し替えさせていただきました。

³ 同素案の内容については、[本ニューズレター2019年10月31日号](#)(厚労省、「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針の素案」を公表)をご参照下さい。

⁴ パワハラの実態類型の1つであり、「業務上の合理性なく能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと」を指します。



きめだ ひろし
木目田 裕

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

h_kimeda@jurists.co.jp

主たる業務分野は、企業の危機管理・争訟。危機管理の観点からは、決算訂正問題やインサイダー取引事案、役員不祥事、情報漏洩案件、海外公務員贈賄案件、独禁法違反案件の対応等について種々の案件でアドバイスしている。争訟の観点からは、税務争訟や証券訴訟、会社争訟(責任追及訴訟、敵対的買収防衛)、独禁法関係争訟等を手掛けている。なお、法令案・政策案の立案案件にも従事。



たかばやし ゆうと
高林 勇斗

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_takabayashi@jurists.co.jp

2013年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、情報漏洩案件、独禁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



にしだ あさき
西田 朝輝

西村あさひ法律事務所 弁護士

a_nishida@jurists.co.jp

2015年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。危機管理分野では、独禁法違反案件、制裁法違反案件、金商法違反案件への対応等に携わっている。



まつもと けいこ
松本 佳子

西村あさひ法律事務所 弁護士

ke_matsumoto@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。入所以来、企業不祥事対応等の危機管理案件、訴訟案件、一般企業法務案件等に従事している。

当事務所危機管理プラクティスグループは、経営責任追及が想定される重大な紛争・不祥事等の危機発生時の対応についてリーガルサービスを提供しています。具体的には、(1)関係当局による調査・捜査への対応、(2)適時開示を含めた証券取引所対応、(3)監督官庁等の官公庁対応、(4)マスコミ対応、に関する助言をするほか、国際的な案件では、外国法律事務所等との連携のもとに対応策を助言します。また、紛争・不祥事発生の原因となった事実関係の調査をするとともに、対応策の一環として再発防止策の策定等を行います。これらの業務を遂行するに当たっては関係当局での勤務経験を有する弁護士が関与することにより、実践的な対応を心がけています。危機予防的観点から、コンプライアンス・リスクマネジメント・内部統制に係る体制整備についての助言も行います。

本ニュースレターは、クライアントの皆様のニーズに即応すべく、危機管理分野に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。